

第45回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成31年2月20日（水）新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">(1) 抽出工事等の審議について</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 第46回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) その他</p>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	<p>委員長 八木 庸一 (税理士) (出席)</p> <p>委員 氏家 信彦 (弁護士) (出席)</p> <p>委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席)</p> <p>委員 村田 俊一 (公募委員) (出席)</p> <p>委員 時津 聖子 (公募委員) (出席)</p>	
審議対象期間	平成30年9月1日～平成30年12月31日	
抽出案件	9件（対象工事総件数63件）	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下教受第1号 東小学校グラウンド整備工事</li> <li>・下複新第1号 新発田北部処理分区新栄町中継ポンプ場建設（土木）工事</li> <li>・国補橋修第1号 東柳橋修繕工事</li> <li>・教受第16号 市民文化会館空調設備自動制御改修工事</li> <li>・建体第5号 五十公野公園野球場1階トイレ改修工事</li> <li>・改整第14号 配水管入替30-14工区（開削）工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下維持第1号 加治川浄化センター汚泥脱水機制御盤修繕工事</li> <li>・市文第1号 市民文化会館ワイヤレスマイク装置更新工事</li> <li>・総第1号 新発田市役所本庁監視カメラ増設工事</li> </ul>

委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	特になし
その他	傍聴者2名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>○随意契約3件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下維持第1号 加治川浄化センター汚泥脱水機制御盤修繕工事</li> <li>・市文第1号 市民文化会館ワイヤレスマイク装置更新工事</li> <li>・総第1号 新発田市役所本庁監視カメラ増設工事</li> </ul> <p>・(市文第1号について) 落札率が低いのはなぜか。</p> <p>○制限付一般競争入札6件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下教受第1号 東小学校グラウンド整備工事</li> <li>・下複新第1号 新発田北部処理分区新栄町中継ポンプ場建設(土木)工事</li> <li>・国補橋修第1号 東柳橋修繕工事</li> <li>・教受第16号 市民文化会館空調設備自動制御改修工事</li> <li>・建体第5号 五十公野公園野球場1階トイレ改修工事</li> </ul>	<p>・直接工事費は89%と特段低くなく、品質は充分であったと考えている。最も低かったのは現場管理費であったので、企業努力であったと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>・改整第14号 配水管入替30-14工区（開削）工事</p> <p>・工事案件の抽出は、契約金額が高いもの、落札率が高いものと低いものを抽出した。</p> <p>・（建体第5号について）落札率100%ということは予定価格とイコールということか。</p> <p>・予定価格を算出しやすい工事なのか。</p> <p>・最低制限価格の設定根拠は何か。</p> <p>・（下複新第1号について）予定価格の算出方法はどのように行っているのか。</p> <p>・業者はどのように見積もっていると考えているか。</p>	<p>・そのとおり。</p> <p>・工事概略のとおり、既存を取り外し、新規を取り付けるという比較的単純な工事であった。入札結果を見ると、その他の業者は予定価格を上回っている。ですので、そのほかの業者は製品の部分で価格をつかみ切れなかったのか、工賃を高く見積もったのか、ということが類推される。</p> <p>・最低制限価格の算定方法は要綱に定められており、全ての工事で共通であり、公表もしている。 直接工事費、共通仮設費、現場管理費の8割、一般管理費の3割を合計した金額となる。ただし、解体工事は除く。 最低制限価格を下回ると工事の品質が保てなくなると考えられる。</p> <p>・設計額が予定価格となる。</p> <p>・土木工事は、単価等いろいろな情報が公表されているので、それらの情報をもとに業者は積算し入札価格を決めている。当市では、新潟県の単価を使用している。 実際の入札では、予定数量を示した設計書を提示しているので、業者はそれに単価等を入力して積算する。</p>

意見・質問	回答
<p>・委員となって以降の約4年間で、1億を超える工事で落札率が99%を超える工事はこれまでに本件を含めて3件あった。その中でも本案件の落札率が一番高い。加えて、ほかの業者は予定価格を超えている点について教えてほしい。</p> <p>・(改整第14号について) 初度入札、再度入札で、最低価格での入札者は変わらない点についてどう考えているか。</p> <p>・再度の入札前には、初度入札の最低価格は通知するのか。</p> <p>・再入札ということは、業者が利益を下げられる余地があるということか。</p> <p>(2) 第46回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を氏家委員に委任する。</p> <p>(3) その他 なし</p> <p>4 閉会</p>	<p>・土木工事の中でも難しい工事であるので、高めに算出された業者が多かったと類推する。</p> <p>・年に何度か再入札があるが、ほぼ初度の入札で最低価格をつけた業者が再入札で落札することが多い。それは、業者が利益をどの程度削れるかということだと類推する。</p> <p>・参加業者にのみ、初度入札の最低価格を通知する。</p> <p>・ケースバイケースである。 まずは設計書の積算ミスがないかを確認する。加えて、初度入札で業者が提出した工事内訳書を確認する。 予定価格に占める製品の割合が高い工事だと製品そのものの価格に左右されることがあるため、単に利益率の部分だけでないこともある。</p>